

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定)について

(諮問第3178号)

<目次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	7
3	申請概要	8
4	審査結果	25

別添(大部のため省略)

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

令和6年3月18日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 三友 仁志 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和6年2月6日付け諮問第3178号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 (長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定)

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1 原価とトラヒックの減少幅の差分は、今後、更に顕著になっていくものと想定。現行のLRICモデルにより非効率性が十分排除され、低廉で効率的なネットワークが構築されているか、モデル検討時に十分精査し、モデルの適切な在り方を検討すべき。その際には令和6年度の接続料の上昇の主な原因となった予測通信量も、その設定方法が適正なものか検討すべき。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 令和6年度の8次PSTN-LRICモデルに適用するトラヒックは、対前年度比で端末系交換機能で約28%の減少、中継交換機能で約46%の減少となっていますが、接続料原価は約8%の減少に留まっています。9次IP-LRICモデルにおいても、メタル回線収容機能においてトラヒックは約28%減少していますが、接続料原価は約7%の減少に留まっています。</p> <p>○ トラヒックの増減が直接的に原価に連動するものではないと考えられますが、原価とトラヒックの減少幅の差分は、今後NTT東西殿のメタル回線縮退に伴いさらに顕著になっていくものと想定されます。</p> <p>○ 上記のような状況も踏まえ、現行のLRICモデルにより非効率性が十分排除され、低廉で効率的なネットワークが構築されているかについて次期LRICモデル検討時に十分精査し、モデルの適切な在り方について検討すべきと考えます。</p> <p>○ なお、その際には2024年度の接続料の上昇の主な原因となった予測通信量についても、その設定方法が適正なものか検討すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 総務省において、御指摘の点も踏まえ、接続料原価が低廉で効率的な設備や技術を前提としたネットワークに基づき算定されているか、引き続き注視することが適切と考えます。</p>	<p>なし</p>
<p>意見2 申請接続料が情報通信審議会答申(令和3年9月)の試算値と乖離している。このような大きな乖離が生じると、政策決定及び接続事業者の事業計画にも多大な影響を及ぼすため、総務省は、今回の乖離の要因について試算値との前提条件の違いも含めて検証の上開示し、今後の接続料試算において大きな乖離が生じないよう是正する必要がある。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」(2021年9月1日。以下「2021年9月答申」という。)で示された加入電話・メタルIP電話接続機能の3分あたりの試算値は、2022年度が8.73円、2023年度</p>	<p>○ 御指摘の情報通信審議会答申(令和3年9月)において示された試算は、新型コロナウイルス感染症の影響等によるトラヒック傾向変化の可能性を考慮し、通</p>	<p>なし</p>

<p>が 8.24 円、2024 年度が 6.64 円ですが、その後東日本電信電話株式会社殿および西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東西殿」という。）より申請された料金は、それぞれ 8.49 円、8.33 円、9.11 円となっています。特に 2024 年度は、試算値では前年度比で約 19%減少することになっていますが、実際には約 9%増加する結果となりました。</p> <p>○ 上記試算値との乖離の要因としては以下 2 点が考えられます。①については予測が一定程度困難であるものと承知しておりますが、②については 2021 年 9 月答申においても整理されておらず、試算においても考慮ができていなかったものと想定しています。</p> <p>① 2022 年度～2023 年度にかけてコロナウイルス流行が沈静化したことによる予測通信量の激減（例年のトレンドは▲6～10%前後だが、今回は▲20～40%以上）</p> <p>② IP 網への移行後に NTT 東西殿を経由しないトラヒック（サービス呼/IC 接続（GC を経由しないもの））の除外</p> <p>○ 上述の通り申請料金と試算値とで大きな乖離が生じると、そもそもの政策決定（例えば、9 次 IP-LRIC モデルにおける加入者回線の選択ロジックで「メタル回線の光回線への置き換え」の実施可否など）および接続事業者における事業計画にも多大な影響を及ぼすことから、総務省殿においては今回の乖離の要因について試算値との前提条件の違い（①、②の観点等）も含めて検証のうえ開示いただき、今後の接続料金試算（※）においても大きな乖離が生じないように是正する必要があると考えます。</p> <p>（※）接続政策委員会（第 68 回）の「IP 網への移行後の音声接続料の在り方論点整理①（案）」の中で、「令和 6 年 12 月までに NTT 東日本・西日本から接続事業者に対し、予測値の開示等が行われることが望ましい」とされている 2025 年 1 月～2026 年 3 月に適用する接続料金の試算等が挙げられます。（ソフトバンク株式会社）</p>	<p>話時間・通話回数や平均保留時間等の入力値について、一定の幅を持たせて試算を実施した上で、その中間的な試算結果を示したものであるとされており、その後のトラヒック傾向変化によって、今般の申請に係る接続料の算定に用いられた通話時間・通話回数が、試算時の入力値を大きく下回ったことが、当該接続料が試算値より上振れしている要因の一つであると承知しています。また、御指摘のような、当該試算を行った時点において整理がなされていなかった事項については、反映が困難であったものと承知しています。</p> <p>○ その上で、総務省及び NTT 東日本・西日本において試算等を行う場合においては、可能な限り、乖離が生じないように努めることが適当と考えます。</p>	
<p>意見 3 令和 6 年度の加入電話・メタル IP 電話接続料は、情報通信審議会答申（令和 3 年 9 月）での試算値から大きく乖離する料金で申請されている。今回、試算値よりも大きく上昇しており、接続事業者の事業計画にも大きな影響を及ぼしている。今後もトラヒックの減少に伴い接続料の上昇傾向が続くことが懸念されるため、接続料の低廉化に取り組む必要がある。</p>	<p>考え方 3</p>	
<p>○ 令和 6 年度の「加入電話・IP メタル電話」の接続料は、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（令和 3 年 9 月 1 日）における試算値（6.64 円/3 分）から大きく乖離する料金（9.11 円/3 分）にて申請されております。</p>	<p>○ 接続料に係る試算については、考え方 2 の 1 点目のとおりです。</p> <p>○ 総務省においては、接続料原価が低廉で効率的な設備や技術を前提としたネットワークに基づき算定さ</p>	<p>なし</p>

<p>○ IP 網への移行期間中（令和4年4月～令和6年12月）は、IP 網へのトラフィック移行割合の増加（令和4年度9%、令和5年度34%、令和6年度77%）に伴い、接続料が毎年度減少する想定だったにも関わらず、今回、試算値よりも大きく上昇する結果となったことから、接続事業者の事業計画にも大きな影響を及ぼしております。</p> <p>○ 現在、IP 網への移行後の接続料の在り方について検討されているところですが、今後もトラフィックの減少に伴い接続料の上昇傾向が続くことが懸念されることから、アクセス回線への光回線選択ロジックの適用を含め、引き続き、接続料の低廉化に取り組む必要があると考えます。</p> <p>（KDDI株式会社）</p>	<p>れているか、引き続き注視することが適切と考えます。</p>	
<p>意見4 令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料は、情報通信審議会答申（令和3年9月）での試算を上回っており、接続事業者はこのような大幅な上昇を予測することは困難。予見性確保のため、加入電話・メタルIP電話接続機能でも、第二種指定設備のデータ接続料を参考に、今後はLRIC方式に基づいた将来3か年の接続料の算定を要望。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 上述（注：意見8）のとおり、今般の接続約款の変更案において本年4月1日より加入電話・メタルIP電話接続機能に係る接続料が3分当たり9.11円に改定されるとありますが、この額は、3分当たり6.64円とした情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」（令和3年9月）における試算値を約2.5円上回っております。</p> <p>○ 接続事業者としてはこのような大幅な上昇を予測することは困難であるところ、予見性確保のためにも、NTT東西殿における加入電話・メタルIP電話接続機能についても、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者におけるデータ伝送交換機能で導入されている事例を参考に、今後はLRIC方式に基づいた将来3年度分の接続料を開示することとして頂くよう要望いたします。</p> <p>（楽天モバイル株式会社）</p>	<p>○ 接続料に係る試算については、考え方2の1点目のとおりです。</p> <p>○ 長期増分費用方式に基づく接続料算定においては、これまで概ね3年に1度は算定方法の見直しが行われており、御意見のような第二種指定設備の接続料算定における将来原価方式と同様の算定方法をとることは困難であると考えますが、NTT東日本・西日本においては、IP網への移行完了後の音声通信のトラフィックの動向について必要な情報開示等を行うことが適切と考えます。</p>	<p>なし</p>
<p>意見5 PSTN-LRICモデル及びIP-LRICモデルに入力する「令和5年度下期+令和6年度上期」の予測通信量は、令和5年度の実績通信量が一時的な要因で対前年大きく変動した場合、過多又は過小な予測通信量が算定される。令和5年度は、コロナ禍明けの環境変化の影響を受けて、実績通信量が通常よりも大きく減少している可能性があり、現行の予測通信量の算定方法では過小な予測通信量となっているおそれがあるため、予測通信量の精度向上に向けて検討が必要。</p>	<p>考え方5</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ○ PSTN-LRIC モデル、IP-LRIC モデルに入力する通信量については、それぞれ、「令和5年度下期+令和6年度上期」の予測通信量（「令和4年度下期+令和5年度上期」の実績通信量に対前年同期予測増減率を乗じたもの）を用いております。 ○ 対前年同期予測増減率については、令和5年10月から12月の対前年同期増減率と令和5年4月から12月の対前年同期増減率をもとに算定されていることから、令和5年度の実績通信量が一時的な要因で対前年大きく変動した場合、「令和4年度下期+令和5年度上期」の実績通信量及び対前年同期予測増減率の双方にその大きな変動が加味され、結果として、過多または過小な予測通信量が算定されることとなります。 ○ 令和5年度については、まさに新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行にあたるタイミングで、コロナ禍明けの環境変化の影響を受けて、実績通信量が通常の減少よりも大きく減少している可能性があり、現行の予測通信量の算定方法では過小な予測通信量となっているおそれがあることから、予測通信量の精度向上に向けて検討が必要であると考えます。 (KDDI株式会社) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御指摘のように、予測増減率の計算に用いる実績通信量が一時的な要因で大きく変動した場合には、結果として、過多又は過小な予測通信量が算定されるおそれがあることは否定されないことから、NTT東日本・西日本においては、今後の予測通信量の算定に際し、必要に応じて精度向上に向けて検討を行うことが適当と考えます。 	なし
<p>意見6 令和6年度の接続料が利用者料金を超える水準となっており、価格圧搾のおそれがあるため、スタックテスト指針に基づく方法により対応すべき。また、検証の際には、8.5円/3分（全国一律）に換算した利用者料金収入と接続料等総額を比較すべき。検証の結果、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠の提示が無かった場合、自己資本利益率の調整等による接続料の低廉化も考えられる。</p>	考え方6	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2021年9月答申において「価格圧搾のおそれが生じる場合の対応は、スタックテストにおける他のサービスと同様に、『接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針』に基づく方法により行うことが適当」と整理されています。 ○ 「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書」（令和5年9月6日公表）において、加入電話・ISDNに係るスタックテストは対象から外れたものの、今回令和6年度に適用するNTT東西殿の接続料がNTT東西殿の固定電話通話料8.5円/3分（全国一律）を超える接続料水準（9.11円/3分）となっており、価格圧搾のおそれがあるため、上記指針に基づく方法により対応すべきと考えます。 ○ また、検証の際には令和6年1月よりNTT東西殿の固定電話の通話料が8.5円/3分（全国一律）となったことを踏まえ、利用者料金収入については距離別の料金体系を採用していた令和4年度の実績値をそのまま用いるの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入電話・ISDNの通話料については、接続料の算定等に関する研究会における議論を経て、スタックテストの対象から除外されましたが、接続料の水準は、スタックテストの対象か否かにかかわらず、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定する必要があります。 ○ この点、総務省においてNTT東日本・西日本に確認したところ、令和5年度接続料に係るスタックテストの結果を基とした概算結果において、スタックテストの基準（20%）を踏まえれば、価格圧搾による不当な競争を引き起こすとは考えていないとのことであり、御指摘の観点のみで、公正性確保の点で問題があると考えすることはできないと考えますが、総務省にお 	なし

<p>ではなく、8.5円/3分（全国一律）に換算した利用者料金収入と接続料等総額を比較すべきと考えます。</p> <p>○ なお、検証の結果、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠の提示が無かった場合、自己資本利益率の調整等により接続料を低廉化することが考えられます。 （ソフトバンク株式会社）</p>	<p>いては、価格圧搾による不当な競争を引き起こされていないか、令和7年1月以降は、メタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当（令和3年9月情報通信審議会答申）とされていることにも留意しつつ、引き続き注視していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見7 令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料に対し、利用者料金が全国一律8.5円/3分であることを踏まえ、総務省において、価格圧搾による不当競争の有無を引き続き注視することを要望。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」において、加入電話・ISDNの基本料・通話料のいずれもスタックテストによる検証対象から除外されましたが、同報告書において「加入電話・ISDNをスタックテストによる検証対象から除外することは、同サービスについてNTT東日本・西日本が価格圧搾による不当な競争を引き起こす可能性が絶無であることを示すものではない」として、引き続き注視することが必要との考えが示されています。</p> <p>○ 令和6年度の「加入電話・メタルIP電話」の接続料9.11円/3分に対し、利用者料金は全国一律8.5円/3分（令和6年1月より）であることを踏まえ、総務省殿においては、価格圧搾による不当な競争を引き起こされていないか、引き続き注視いただくよう要望いたします。 （KDDI株式会社）</p>	<p>○ 考え方6のとおりです。</p>	<p>なし</p>
<p>意見8 令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料と利用者料金を比較するとNTT東日本・西日本自身のサービスは赤字になると見込まれる。競争事業者がこれに倣い赤字ベースの通話料を設定することは経済合理性を欠いて困難であり、これを強いる改定は公正性確保の点でも問題。再考が必要。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東西殿」）におけるメタルIP電話発信通話料は本年1月1日より3分当たり8.5円に変更されている中、今般の接続約款の変更案においては本年4月1日より加入電話・メタルIP電話接続機能に係る接続料が3分当たり9.11円に改定されるとあり、これらを見比べると、NTT東西殿自身のメタルIP電話サービス収入は赤字が見込まれるのではないかと予想されます。</p> <p>○ 他方、同様にIP電話サービスを提供する競争事業者もこれに倣って赤字ベースの通話料を設定することは経済合理性を欠くため困難であり、これを前提とするサービス提供を強いるような接続料改定は公正性確保の点でも問題があるところ、こうした観点からの再考が必要であると考えます。 （楽天モバイル株式会社）</p>	<p>○ 考え方6のとおりです。</p>	<p>なし</p>

情 郵 審 第 ※ ※ 号
令 和 6 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書 (案)

令和6年2月6日付け諮問第3178号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
接続約款の変更の認可申請に関する説明
(長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定)**

令和6年3月

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森林 正彰

2. 申請年月日

令和6年2月5日(月)

3. 実施予定期日

令和6年4月1日(月)

4. 趣旨

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正(令和6年1月24日に公布及び一部施行)を受けて、長期増分費用(LRIC)方式により算定した接続料等を反映するため、NTT東日本・西日本の接続約款の変更を行うもの。

5. LRIC方式により算定した令和6年度の接続料等

LRIC方式により算定した令和6年度の主な接続料

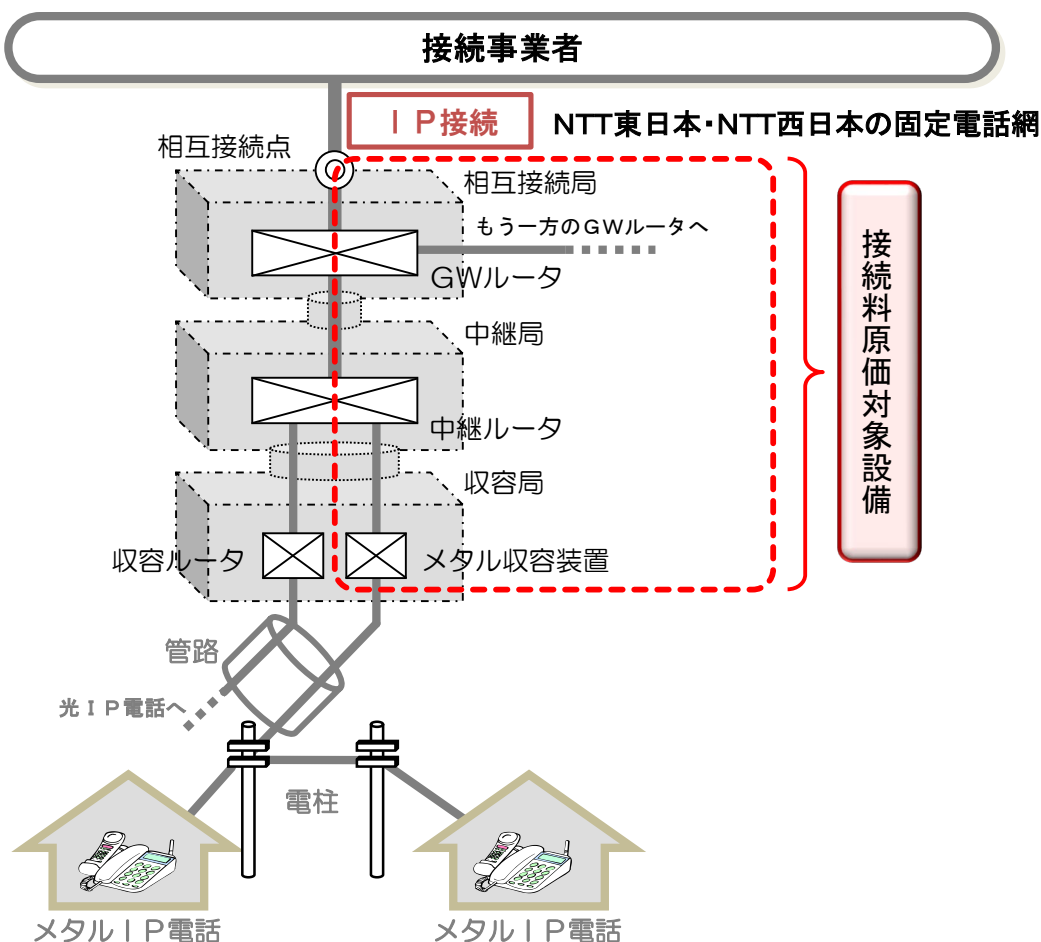
	令和6年度
加入電話・メタルIP電話接続機能	9.11円 /3分

(参考) 令和5年度の主な接続料

加入電話・メタルIP電話
接続機能 8.33円 /3分

○ 長期増分費用(LRIC:Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ(IPの場合)



LRICモデルの策定及びその適用の決定

- LRICモデルの策定・見直し
接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
 - 接続料算定の在り方の決定
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。
- ※ 2~3年毎に実施。令和4年度からは、第8次PSTNモデルと第9次IPモデルを組み合わせ適用。

接続料の算定及び接続約款への反映

- 入力値の見直し
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ(回線数、設備単価、耐用年数等)を最新の値に見直し。
 - 接続約款の変更
上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本が接続約款変更の認可を申請。
- <参考 令和5年度の認可接続料>
加入電話・メタルIP電話接続機能: 8.33円/3分
- ※ 毎年度実施。

IP網への移行期間中におけるLRICモデルの適用方法

LRICモデルの適用方法

- IP網への移行期間中(加入電話・メタルIP電話においては令和4年4月から令和6年12月まで)の接続料算定においては、IP網への移行に伴う接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る負担を単一化するため、接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話発着信に係る接続機能^{※1}を、単一の法定機能(加入電話・メタルIP電話接続機能)として規定している。

※1 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る a.加入者交換機接続(中継伝送専用機能使用なし)、b.加入者交換機接続(中継伝送専用機能使用あり)及びc.中継交換機接続並びに接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る d.関門系ルータ接続 の4つの接続形態について、負担額を単一化する(下図参照)。

- 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額と接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額を、IP網へのトラヒックの移行割合^{※2}により加重平均して算定する。

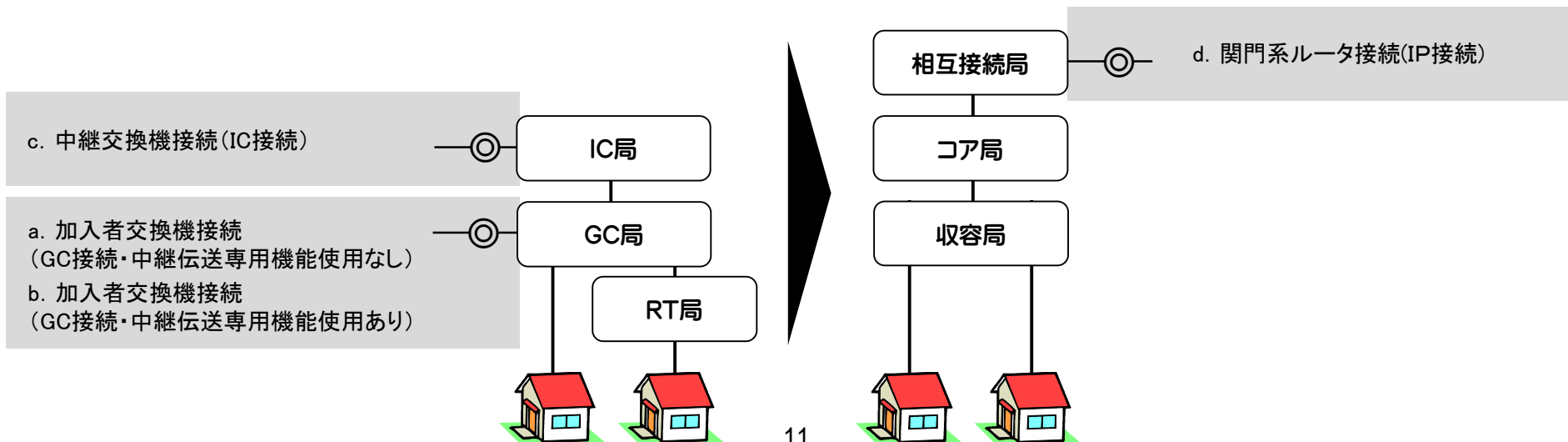
※2 IP網へのトラヒックの移行割合: 令和4年度 9% 令和5年度 34% 令和6年4月から同年12月まで 77%

- 接続ルート切替前の加入電話発着信に係る負担額の算定には第8次PSTN-LRICモデルを、接続ルート切替後のメタルIP電話発着信に係る負担額の算定には、第9次IP-LRICモデルを適用する。
- なお、接続ルート切替前後に特有の機能については、それぞれ、第8次PSTN-LRICモデル及び第9次IP-LRICモデルを適用して接続料を算定する。

■ 接続ルート切替前後の接続機能

【第8次PSTN-LRICモデル】

【第9次IP-LRICモデル】



算定根拠（PSTN-LRICモデルに入力する通信量①）

（1）サービス別トラヒックの算定

○ 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、これをサービス別トラヒックとする。

＜MA内・MA間ZA内・GC接続（サービス呼以外）・IC接続（サービス呼以外、GCを経由するもの）＞

$$\text{「令和5年度下期＋令和6年度上期」予測通信量} = \text{「令和4年度下期＋令和5年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①令和5年10月～12月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和6年1月～9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該増減率には、令和5年4月～12月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における令和4年10月～12月と令和5年1月～9月との構成比を用いて加重平均したもの。

（単位：百万回、百万時間）

		「R5下＋R6上」予測通信量			=	「R4下＋R5上」実績通信量			×	対前年同期予測増減率		
			東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本
MA内 [※]	回数	413	209	204		512	263	249		▲19.4%	▲20.6%	▲18.1%
	時間	12	6	5		15	8	7		▲22.3%	▲22.0%	▲22.6%
MA間ZA内	回数	295	134	162		351	159	192		▲15.8%	▲16.0%	▲15.7%
	時間	5	3	3		7	3	4		▲21.9%	▲21.3%	▲22.5%
GC接続 (サービス呼以外)	回数	3,520	1,752	1,768		4,312	2,119	2,193		▲18.4%	▲17.3%	▲19.4%
	時間	91	48	43		114	59	55		▲20.2%	▲18.8%	▲21.8%
IC接続 (サービス呼以外、 GCを経由するもの)	回数	5,306	2,550	2,756		6,503	3,143	3,360		▲18.4%	▲18.9%	▲18.0%
	時間	148	73	75		187	94	93		▲20.6%	▲21.6%	▲19.7%

（※）MA内：自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

＜IC接続（サービス呼以外、GCを経由しないもの）＞

$$\text{「令和5年度下期＋令和6年度上期」予測通信量} = \text{「令和5年10～12月」実績通信量} + \text{「令和5年12月」実績通信量} \times \text{対予測期間比率}^{\ast 1} \times \text{IP網への移行に伴う縮減率}^{\ast 2}$$

※1 対予測期間比率は、令和2年12月の実績通信量に対する令和3年1月～9月の実績通信量の比率。

※2 IP網への移行に伴い、IC接続（GCを経由しないもの）の通信量が令和6年1月から一定の割合で減少して令和6年12月に0となると仮定し、予測対象期間（令和6年1月～9月）の通信量の減少分を縮減率として考慮する。

（単位：百万回、百万時間）

		「R5下＋R6上」予測通信量			=	「R5.10～12」実績通信量			+	「R6.1～9」予測通信量		
			東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本
IC接続 (サービス呼以外、 GCを経由しないもの)	回数	8,352	4,494	3,858		3,181	1,684	1,497		5,171	2,810	2,361
	時間	257	141	116		96	52	44		161	90	72

（1）サービス別トラヒックの算定（続き）

<GC接続（サービス呼）・IC接続（サービス呼）>

「令和5年度下期＋令和6年度上期」予測通信量

$$= \text{「令和5年10～12月」実績通信量} + \text{「令和5年12月」実績通信量} \times \text{対予測期間比率}^{\ast 1} \times \text{IP網への移行に伴う縮減率}^{\ast 2}$$

※1 対予測期間比率は、令和4年12月の実績通信量に対する令和5年1月～9月の実績通信量の比率。

※2 IP網への移行に伴い、サービス呼の通信量が令和6年1月から一定の割合で減少して令和6年6月に0となると仮定し、予測対象期間（令和6年1月～9月）の通信量の減少分を縮減率として考慮する。

（単位：百万回、百万時間）

		「R5下＋R6上」予測通信量			=	「R5.10～12」実績通信量			+	「R6.1～9」予測通信量		
			東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本
GC接続 （サービス呼）	回数	78	54	25		41	28	13		37	26	11
	時間	4	3	1		2	1	1		2	1	1
IC接続 （サービス呼）	回数	177	102	75		96	55	40		81	47	35
	時間	12	7	5		7	4	3		6	3	2

（2）機能/要素機能別トラヒックの算定

- サービス別トラヒックに各機能/要素機能毎の経由回数を考慮して機能/要素機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

（単位：百万回、百万時間）

		令和6年度	令和5年度	増減率
加入者交換機能/加入者交換部(GC)	回数	9,866	12,799	▲22.9%
	時間	274	379	▲27.6%
加入者交換機回線対応部共用機能/加入者交換機共用トランクポート部	時間	168	237	▲29.0%
加入者交換機回線対応部専用機能/加入者交換機専用トランクポート部	時間	95	128	▲25.7%
中継交換機能/中継交換部(IC)	回数	14,022 ※(5,671)	22,658 ※(7,475)	▲38.1% ※(▲24.1%)
	時間	421 ※(164)	779 ※(232)	▲45.9% ※(▲29.0%)
中継交換機回線対応部共用機能/中継交換機共用トランクポート部	時間	168	237	▲29.0%
中継交換機回線対応部専用機能/中継交換機専用トランクポート部	時間	675	1,320	▲48.9%
中継伝送共用機能/中継伝送共用部	時間	168	237	▲29.0%
中継伝送専用機能/中継伝送専用部	時間	79	103	▲23.2%

（※） GCを経由しないものを除く。

算定根拠（PSTN-LRICモデルの接続料原価）

主な機能/要素機能の接続料原価

○ 第8次PSTN-LRICモデルにより算定した主な機能/要素機能の接続料原価は、以下のとおり。

（単位：百万円）

主な機能/要素機能	令和6年度	令和5年度	増減率
加入者交換機能/加入者交換部			
NTSコスト付け替え前	98,019	103,580	▲5.4%
NTSコスト付け替え後※	61,511	65,953	▲6.7%
加入者交換機回線対応部共用機能 /加入者交換機共用トランクポート部	1,791	2,049	▲12.6%
加入者交換機回線対応部専用機能 /加入者交換機専用トランクポート部	679	736	▲7.7%
中継交換機能/中継交換部	2,819	3,534	▲20.2%
中継交換機回線対応部共用機能 /中継交換機共用トランクポート部	91	116	▲21.6%
中継交換機回線対応部専用機能 /中継交換機専用トランクポート部	221	371	▲40.4%
中継伝送共用機能/中継伝送共用部	3,632	3,950	▲8.1%
中継伝送専用機能/中継伝送専用部	413	379	+9.0%

（※）き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストを控除した後。

（参考）NTSコストの付け替え

○ IP網への移行期間中におけるPSTN-LRICモデルによる接続料算定に際しては、加入者交換機能に係る接続料原価からNTSコストを控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストを接続料原価に加算する（NTSコストを付け替える）こととしている。

○ NTSコストの付け替え前後での令和6年度の加入者交換機能に係る接続料原価は、以下のとおり。

（単位：百万円）

加入者交換機能 に係る 接続料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト 控除後 ③	NTSコスト加算額 ④(=①) 加入者交換機能に係る 接続料原価に算入するもの	NTSコスト 加算後 ③+④
	98,019	NTSコスト		36,508			
		54,754	① き線点RT-GC間伝送路コスト 及び局設置FRT-GC間伝送路コスト				
	98,019	54,754	18,246	36,508	43,265	18,246	61,511

算定根拠（IP-LRICモデルに入力する通信量①）

（1）サービス別トラヒックの算定

○ 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、これをサービス別トラヒックとする。

<ZA内・ZA間・IP接続（サービス呼以外）>

$$\text{「令和5年度下期＋令和6年度上期」予測通信量} = \text{「令和4年度下期＋令和5年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①令和5年10月～12月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和6年1月～9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該増減率には、令和5年4月～12月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における令和4年10月～12月と令和5年1月～9月との構成比を用いて加重平均したものを。

（単位：百万回、百万時間）

		「R5下＋R6上」予測通信量			=	「R4下＋R5上」実績通信量			×	対前年同期予測増減率		
		東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本	
ZA内	回数	1,313	647	666		1,537	763	774		▲14.5%	▲15.1%	▲14.0%
	時間	33	17	15		40	21	19		▲18.1%	▲17.9%	▲18.4%
ZA間	回数	238	118	119		271	136	135		▲12.3%	▲13.1%	▲11.5%
	時間	5	3	2		6	3	3		▲17.0%	▲18.0%	▲15.6%
IP接続 (サービス呼以外)	回数	7,082	3,439	3,643		8,845	4,285	4,560		▲19.9%	▲19.8%	▲20.1%
	時間	197	99	99		252	126	126		▲21.6%	▲21.7%	▲21.5%

<IP接続（サービス呼）>

$$\begin{aligned} \text{「令和5年度下期＋令和6年度上期」予測通信量} \\ = \text{「令和5年10～12月」実績通信量} + \text{「令和5年12月」実績通信量} \times \text{対予測期間比率}^{\ast 1} \times \text{IP網への移行に伴う縮減率}^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1 対予測期間比率は、令和4年12月の実績通信量に対する令和5年1月～9月の実績通信量の比率。

※2 IP網への移行に伴い、サービス呼の通信量が令和6年1月から一定の割合で減少して令和6年6月に0となると仮定し、予測対象期間（令和6年1月～9月）の通信量の減少分を縮減率として考慮する。

（単位：百万回、百万時間）

		「R5下＋R6上」予測通信量			=	「R5.10～12」実績通信量			+	「R6.1～9」予測通信量		
		東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本	
IP接続 (サービス呼)	回数	255	155	100		136	83	53		119	72	46
	時間	16	10	7		9	5	3		8	5	3

（2）機能/要素機能別トラヒックの算定

- サービス別トラヒックに各機能/要素機能毎の経由回数を考慮して機能/要素機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

（単位：百万回、百万時間）

		令和6年度	令和5年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	回数	10,201	13,229	▲22.9%
	時間	284	392	▲27.5%
一般中継系ルータ接続伝送機能 /一般中継系ルータ接続伝送部	時間	284	392	▲27.5%
一般中継系ルータ交換伝送部	時間	251	351	▲28.4%
SIPサーバ部	回数	10,201	13,229	▲22.9%
関門系ルータ交換部	時間	430	610	▲29.6%
SIP信号変換部	回数	7,337	9,806	▲25.2%
番号管理部	回数	7,337	9,806	▲25.2%
ドメイン名管理部	回数	7,337	9,806	▲25.2%
一般県間中継系ルータ接続伝送部	時間	219	310	▲29.4%

主な機能/要素機能の接続料原価

○ 第9次IP-LRICモデルにより算定した主な機能/要素機能の接続料原価は、以下のとおり。

（単位：百万円）

主な機能/要素機能	令和6年度	令和5年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	24,932	26,308	▲5.2%
一般中継系ルータ接続伝送機能 /一般中継系ルータ接続伝送部	19,950	21,629	▲7.8%
一般中継系ルータ交換伝送部	63	79	▲20.3%
SIPサーバ部	2,872	3,083	▲6.8%
関門系ルータ交換部	18	19	▲5.3%
SIP信号変換部	118	152	▲22.4%
番号管理部	51	53	▲3.8%
ドメイン名管理部	28	29	▲3.4%
一般県間中継系ルータ接続伝送部	128	179	▲28.5%

接続料等の改定額①

区分	単位	令和6年度	令和5年度
① 加入電話・メタルIP電話接続機能	1通信ごとに	0.39010円	0.45830円
	1秒ごとに	0.048439円	0.043735円
② 加入者交換機能	1通信ごとに	0.59746円	0.51038円
	1秒ごとに	0.055161円	0.042689円
③ 加入者交換機回線対応部専用機能	1秒ごとに	0.0019914円	0.0016027円
④ 加入者交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.0029589円	0.0024056円
⑤ メタル回線収容機能	1秒ごとに	0.024394円	0.018653円
⑥ 市内伝送機能	1通信ごとに	0.10447円	0.080828円
	1秒ごとに	0.013200円	0.010154円
⑦ 中継交換機能	1通信ごとに	0.10447円	0.080828円
	1秒ごとに	0.00089286円	0.00060776円
⑦' 中継交換機能(光IP電話接続機能組合せ用)	1通信ごとに	0.046592円	0.066769円
	1秒ごとに	0.00041227円	0.00051451円
⑧ 中継交換機回線対応部専用機能	1秒ごとに	0.000091014円	0.000078144円
⑨ 中継交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.00015093円	0.00013570円
⑩ 中継伝送共用機能	1秒ごとに	0.0060027円	0.0046374円
⑪ 中継伝送専用機能	1秒ごとに	0.0014454円	0.0010190円
⑫ 中継交換機接続用伝送装置利用機能	1秒ごとに	0.00010600円	0.000058327円
⑬ 一般中継系ルータ接続伝送機能	1秒ごとに	0.019520円	0.015336円
⑭ 共通線信号網利用機能	1信号ごとに	0.018297円	0.013479円

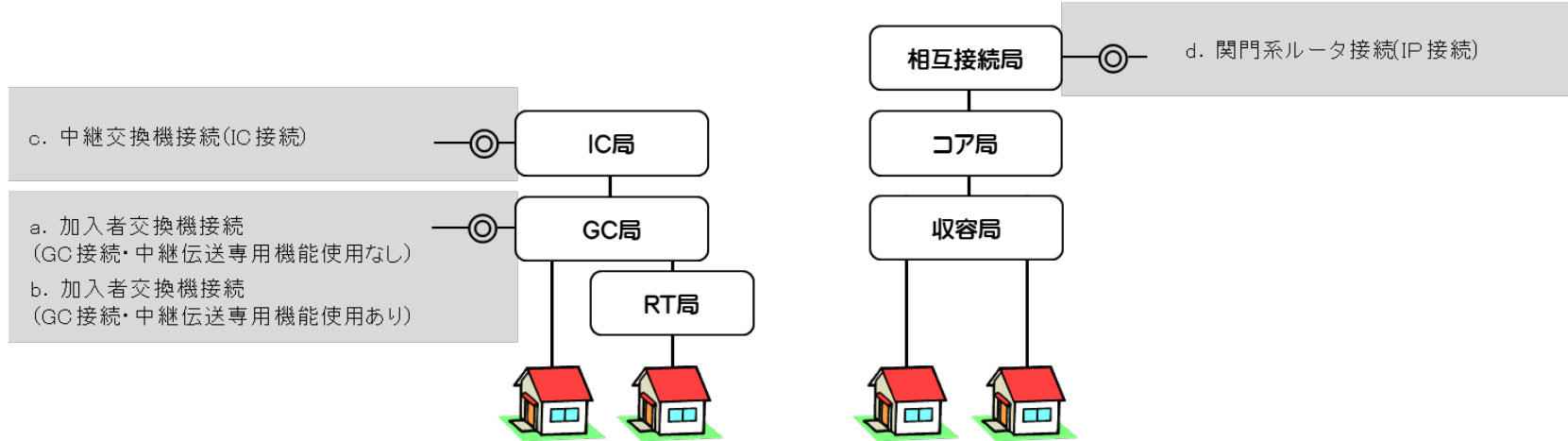
接続料等の改定額②

区分	単位	令和6年度	令和5年度
⑮ 市内通信機能	1通信ごとに	0.71809円	0.60990円
	1秒ごとに	0.093323円	0.072088円
⑯ リルーティング通信機能	1通信ごとに	0.93040円	0.76952円
	1秒ごとに	0.10373円	0.079748円
⑰ リルーティング指示に係る網保留機能	1通信ごとに	0.029325円	0.022714円
⑱ 音声ガイダンス送出用接続通信機能			
ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.063451円	0.049113円
イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.068096円	0.053424円
⑲ リダイレクション網使用機能			
ア NTT東日本・西日本の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.074550円	0.057744円
イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.063104円	0.048836円
⑳ 加入者交換機等接続回線設置等工事費			
ア イ以外の場合	672 回線(50Mbit/s 相当)ごとに	203,994円	243,696円
イ 約款第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672 回線(50Mbit/s 相当)ごとに	252,952円	321,678円

加入電話・メタルIP電話の接続料（主要例）

IP網への移行期間中における加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料算定過程

【第8次PSTN-LRICモデル】 【第9次IP-LRICモデル】



部分機能	単金	3分当たり	トラヒック割合
a. 加入者交換機接続機能(一) (GC接続・中継伝送専用使用なし)	0.59746円/回	10.88円	6.0%
	0.057152円/秒		
b. 加入者交換機接続機能(二) (GC接続・中継伝送専用使用あり)	0.59746円/回	11.15円	31.1%
	0.058598円/秒		
c. 中継交換機接続機能 (IC接続)	0.70193円/回	12.47円	62.9%
	0.065363円/秒		

部分機能	単金	3分当たり	トラヒック割合
d. 関門系ルータ接続機能 (IP接続)	0.30852円/回	8.26円	100.0%
	0.044159円/秒		

PSTNモデル 23%

IPモデル 77%

	単金	3分当たり
① 加入電話・メタルIP電話接続機能	0.39010円/回	9.11円
	0.048439円/秒	

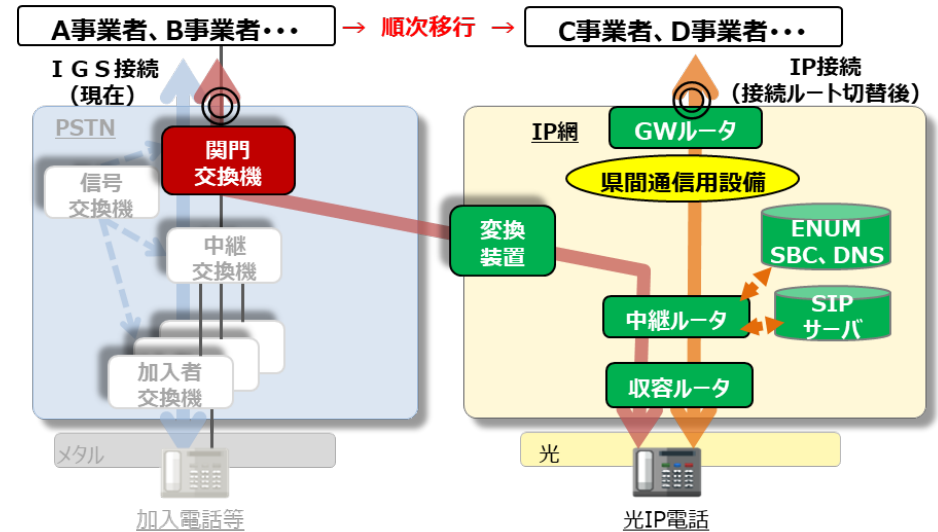
光IP電話の接続料等

IP網への移行期間中における光IP電話の接続料等

- IP網への移行期間中、光IP電話では、IGS接続(接続ルート切替前)及びIP接続(接続ルート切替後)の2つの接続形態が併存することとなるため、接続事業者の接続ルート切替前後の公平性担保の観点から、これら2つの接続形態について、接続に係る負担を単一に設定している。
- 具体的には、以下の3機能の接続料等の合算値を、接続ルート切替前後で共通の接続事業者の負担としている。

■ IP網への移行期間中における光IP電話に係る3機能

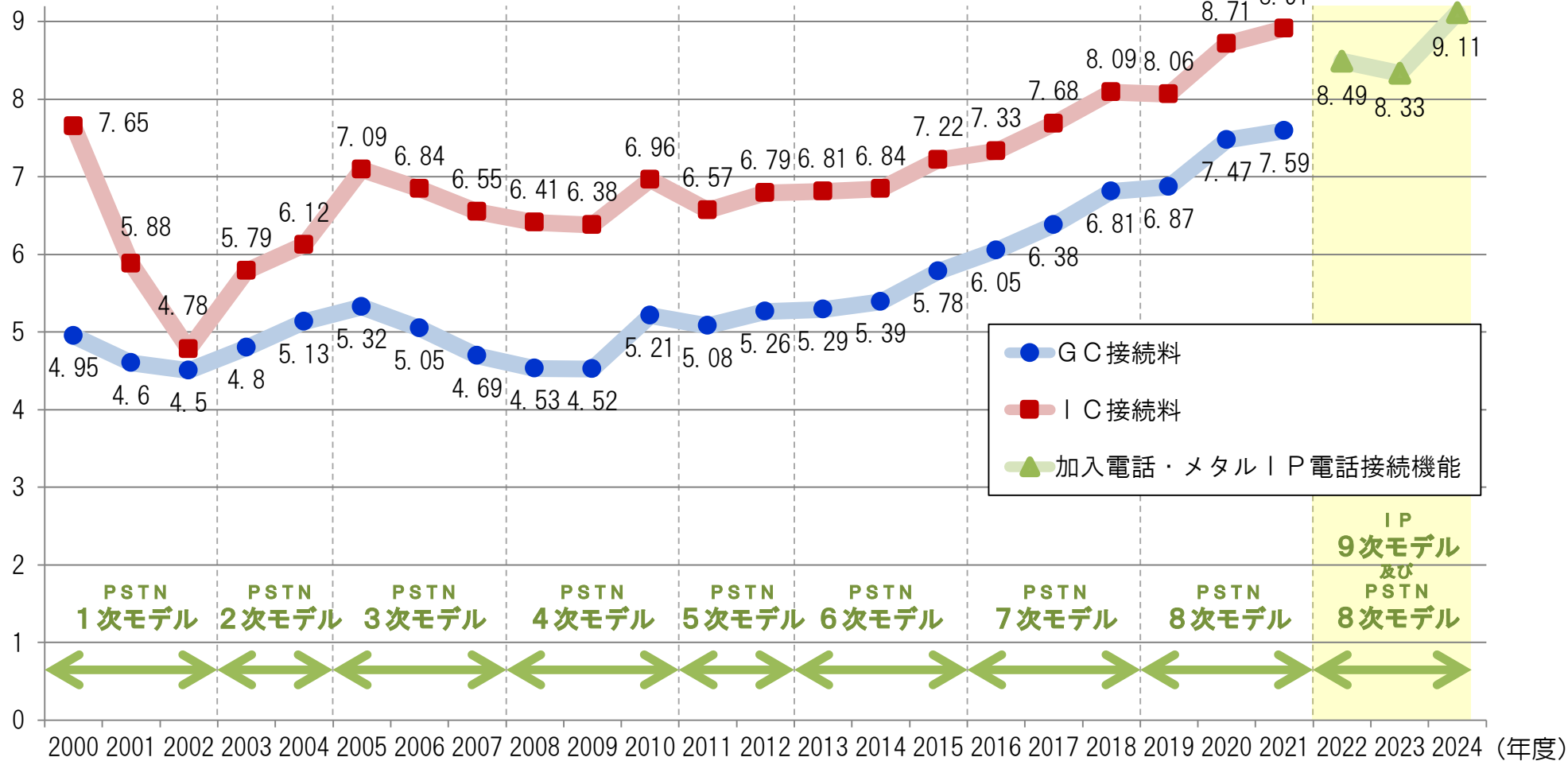
光IP電話接続機能	光IP電話の提供を行うための設備を用いて通信の交換及び伝送を行う機能の接続料を設定。算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。 【令和3年4月から令和6年12月までの適用額を認可済】
中継交換機能	LRIC方式により算定する中継交換機能の接続料について、光IP電話接続機能と組み合わせて適用する場合の算定においては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。 【毎年度要認可手続：今般令和6年度分の認可申請あり】
県間伝送機能	IP音声県間接続において他事業者が負担する金額の算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものを使用。 【令和3年4月から令和6年12月までの適用額を認可済】



	令和6年度		令和5年度	
	単金	3分当たり	単金	3分当たり
光IP電話接続機能	東日本:0.83421円/回 西日本:0.74220円/回	東日本:1.317円 西日本:1.407円	東日本:0.83421円/回 西日本:0.74220円/回	東日本:1.356円 西日本:1.445円
⑦' 中継交換機能 (光IP電話接続機能組合せ用)	東日本:0.0019864円/秒 西日本:0.0029948円/秒		0.066769円/回	
県間伝送機能	東日本:0.000026494円/秒 西日本:0.000024646円/秒		0.00051451円/秒	

(参考) LRIC方式による接続料の推移

(単位: 円/3分)



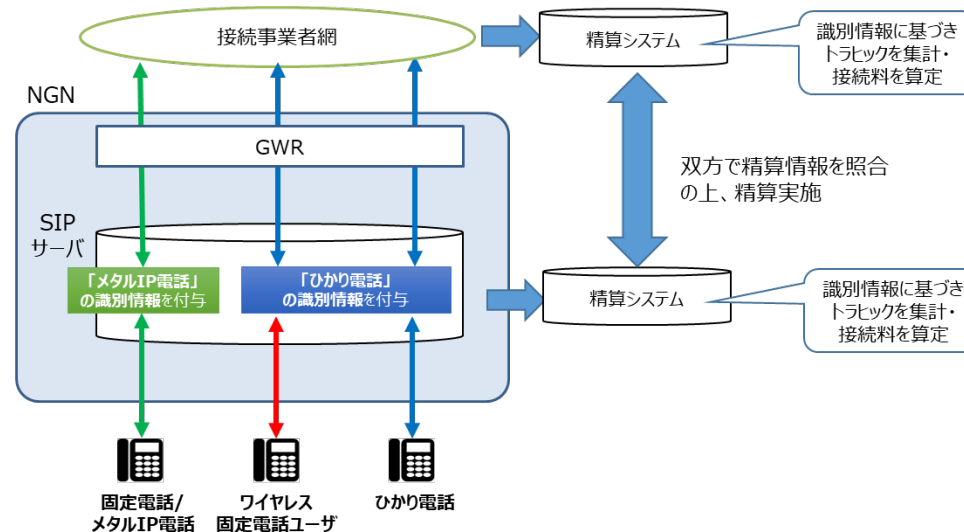
接続料規則第3条に基づく許可申請の概要

1. 申請事項

項目	概要
IP網移行期(2024年12月まで)のワイヤレス固定電話に適用する接続料	「加入電話・メタルIP電話接続機能」の接続料ではなく、「光IP電話接続機能」の接続料を適用する(令和5年度の接続料等の改定における許可申請を継続)

2. 申請の理由

NTT東日本・西日本のSIPサーバではワイヤレス固定電話とひかり電話の通話を分け隔てることなく、「ひかり電話」の識別情報を付与する仕様となっている。そのため、ワイヤレス固定電話に係る通話に「加入電話・メタルIP電話接続機能」の適用・精算を行う場合、遡及精算する運用対応が必要となるほか、接続事業者においてNTT東日本・西日本が提示する通信回数・通信時間の適正性を判断できない。



審査結果

(長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定について)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。ただし、特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	変更事項なし
5 施行規則第23条の4第2項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ)	適	【施行規則第23条の4第2項第1号から第3号までに係る事項】 変更事項なし 【施行規則第23条の4第2項第4号に係る事項】 他事業者が負担すべき工事費について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていると認められる。 【施行規則第23条の4第2項第5号から第12号までに係る事項】 変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定する総務大臣が通知する手順により整理されたものであり、かつ、接続料規則第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものであることから、今般の申請内容

		は接続料規則の関係規定を満たしており、公正妥当なものと認められる。 なお、ワイヤレス固定電話の接続料については、別記1のとおり。
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。 (審査基準第15条(3))	—	変更事項なし
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. ワイヤレス固定電話の接続料の扱いについて

電話網のIP網への移行期間(令和6年12月まで)におけるワイヤレス固定電話の接続料については、「加入電話・メタルIP電話接続機能」の接続料が適用されることが規定されている。

一方で、NTT東日本・西日本からの申請では、ワイヤレス固定電話に係る通信について、接続事業者において特定することが困難である(「光IP電話接続機能」が適用される通信と同一の識別情報が付与される)ことから、接続事業者においてNTT東日本・西日本が提示するワイヤレス固定電話の通信回数・通信時間の適正性を判断できないため、「光IP電話接続機能」の接続料を適用することとしている。当該措置については、法定機能ごとの接続料とは異なる接続料の設定であるため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置を実施することについては、

- ・ NTT東日本・西日本がワイヤレス固定電話の通信と相互接続すると考えられる接続事業者に意向を確認し、反対する接続事業者は存在しなかったこと。
- ・ 「光IP電話接続機能」の接続料は、「加入電話・メタルIP電話接続機能」と比較して、ほぼすべての通信において安価であり、接続事業者に金銭的損失を与える可能性は極めて低いこと。
- ・ 電話網のIP網への移行期間(令和6年12月まで)の間の時限的な措置であり、当該期間のワイヤレス固定電話の導入見込みは少数であることから、ワイヤレス固定電話に係る通信を特定するために設備投資等を求めることは経済的合理性が乏しいこと。

を踏まえれば、一定の合理性があるものと認められる。